平成２９年（フ）第１６号
北海道旭川市大町２条６丁目21番地の487
債務者　松井久仁子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６４５号
静岡市葵区松富１丁目１番５―302号
債務者　高橋　宏昌
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月24日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６４６号
静岡市葵区松富１丁目１番５―302号
債務者　高橋真由美
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月24日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５０号
静岡県焼津市小浜208番地の55、旧住所静岡県焼津市惣右衛門179番地の２
債務者　新村　愛基
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月24日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５号
栃木県宇都宮市御幸本町4871―89　パナコートコーヨーＡ201号室、住民票上の住所茨城県石岡市下林2180番地
債務者　白田沙也加
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４号
栃木県下野市上古山2125番地２
債務者　保坂　賢二
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７１号
静岡市駿河区小鹿721番地の２、旧住所静岡県焼津市中港５丁目15番15号
債務者　百津富士子（旧姓水村）
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２号
岡山市南区妹尾3954番地
債務者　山本　敏子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３号
岡山市南区妹尾3954番地、住民票上の住所岡山市北区辰巳14番地110ラヴニール辰巳802
債務者　山本　勝晃
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０号
岡山市東区宍甘668番地１
債務者　網木　**晉**子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０９１号
東京都荒川区南千住６丁目21―８―２Ｆ
債務者　堀井よし子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１０９号
東京都練馬区富士見台３丁目52―５―307
債務者　糸賀　通江
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１１５号
東京都大田区羽田５丁目24―10―203
債務者　乗松　勇人
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１１８号
東京都杉並区上荻４―10―12―311、住民票上の住所東京都葛飾区鎌倉３丁目47―７
債務者　渡邊　雅代（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１２０号
東京都荒川区東尾久５丁目36―13
債務者　佐野　照彦
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１２１号
東京都足立区千住２丁目37―401
債務者　中山千どり
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部